

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条 例 名	魚介類行商等に関する条例				
条 例 番 号	昭和41年神奈川県条例第42号	法 規 集	第8編第5章		
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条 例 の 概 要	食品衛生法に定めがある場合を除くほか、魚介類行商等に関し必要な事項を定めることにより、これらの営業による食品衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進のため必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、食品衛生法による規制を受けない業種を規定しており、その食品の性質、加工や販売方法の特性上、一定の規制を課すことは、食品衛生上の危害の発生防止及び公衆衛生向上等に不可欠である。このため、現在においても必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、構造設備基準等遵守事項を定めて営業を許可し、適切に監視・指導を行うことは、食品衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上と増進のために有効に機能している。			施設数 県内（うち県所管域） （平成31年3月31日現在） 魚介類行商 89施設（59施設） 魚介類加工業 359施設（214施設） 発酵乳等販売業 343施設（127施設）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める遵守事項は、必要最低限で効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」実施計画の施策分野Ⅱ「安全・安心」の「3生活の安心の確保（1）食の安全・安心の確保」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するという食品衛生法の目的に適合しており、憲法や法令に抵触するものではない。			
	その他	平成30年度の食品衛生法の改正により、法に規定する許可又は届出業種として吸収される予定。			
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。			理 由 等 本条例に規定する許可業種は、平成30年に改正された食品衛生法に規定する許可業種及び届出業種となるため、条例の廃止を検討する必要がある。	